平成２２年（フ）第６１号
石川県七尾市和倉町ラ部４番地１、従前の住所石川県七尾市中島町瀬嵐ク部75の２番地
債務者　久森恵美子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第４３５号
岡山市北区中山下１丁目５番55号　スプランドゥル中山下607号
債務者　髙橋　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１８号
熊本県八代市本町４丁目14番15号　８
債務者　西田三枝子（旧姓髙浪・上水）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１２３号
熊本県八代市高島町4180番地　３－１
債務者　堤　　順子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７９号
秋田県大仙市大沢郷寺字野田家越18番地
債務者　伊藤さおり
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月９日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第４７１号
相模原市中央区上溝2196番地１　エルディム小泉101
債務者　長井　一輝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４７８号
神奈川県座間市東原４丁目11番60号　レオパレスさくら302号
債務者　内藤　　一
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４８２号
相模原市中央区上溝1724番地１　エスペランサⅠ―203号
債務者　朝比奈宏子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４９２号
相模原市南区南台３丁目８番18号　第２鈴木コーポ206
債務者　勝俣　伸也
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５００号
神奈川県座間市東原４丁目４番10―202号　グレースさがみ野
債務者　北野　敏生
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５７１号
岡山市北区下伊福本町５番13―404号
債務者　有吉　始子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３２号
岡山市中区湯迫499番地
債務者　藤田茂富治
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６５号
東京都立川市富士見町４丁目17番14号第２グランドール．オギノ105
債務者　松沢　真吾
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２７９号
東京都東大和市清水６丁目1178番地の16
債務者　藤野　浩介
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３２４号
東京都町田市木曽東４丁目７番1125号
債務者　岩澤　文子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６２号
愛媛県大洲市喜多山乙331番地
債務者　水野登美子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

第明治三二十種郵便物認可
三五年三月三十一日